

議案第46号

朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例

朝霞市印鑑条例（昭和51年朝霞市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第7条第2項及び第12条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第19条の2中「を使用して」を「（」に、「利用者証明用電子証明書の暗証番号その他必要な事項を入力する」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項の移動端末設備であって、同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものをいう。）を使用する」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年9月1日提出

朝霞市長 富岡 勝則